

ごかの お知らせ

(No.444)

お知らせ

ごみの出し方の注意点について

(建設環境課)

ごみの分別方法について、次のことに注意をお願いします。

【雑草】

土をきちんと払い落とし、土が付いていない状態で袋に入れ、可燃ごみの回収日に集積所へ出してください。

※土や泥は、混入させないでください。

【ペットボトル】

ペットボトルは、飲料、酒類、しょうゆが入っていたもので、無色透明なもののみです。ラベルとキャップをきちんと分別して出してください。

※色付きのペットボトル、洗剤や油が入っていた容器は、可燃ごみの回収日に集積所へ出してください。



色付きのペットボトル

油性の物が入っていた容器

洗剤、シャンプーなどの容器

【かん類】

お菓子の缶や粉ミルクの缶については、不燃ごみとなりますので、かん類に混入させず、可燃ごみの回収日に集積所へ出してください。



お菓子の缶

粉ミルクの缶

以上の内容が守られていないものは、回収することができませんのでご注意ください。その他、ごみの分別等で不明な点がありましたら、ごみ収集

カレンダーでの確認、または建設環境課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

生活環境G (内線296)

給受給者証の更新はお済みですか?

(町民税務課)

6月に新しい給受給者証の更新(乳幼児・妊産婦を除く)を行いました。まだ手続きが済みでない方は、医療費の給付が受けられない場合がありますので、速やかに手続きを行ってください。

○お問い合わせ

町民G (内線300)

住基カードは公的な証明書としても使えます

(町民税務課)

住民基本台帳カード (住基カード) は電子申告等に必要なものである他、写真付きの場合には運転免許証などと同等に公的な証明書としてお使いいただけます。公的な証明書をお持ちでない方は、住基カードを是非ご取得ください。

※交付申請の手続きには一定の要件がありますので、お問い合わせのうえお越しください。

○お問い合わせ

町民G (内線231)

取り壊し、新築・増築した家屋等はありませんか?

(町民税務課)

固定資産税は、毎年1月1日に土地や家屋を所有している方に課税されます。今年中に家屋等を取り壊したり、新築・増築を予定している方(またはお済みの方)は、お早めにご連絡ください。

○お問い合わせ

税務G (内線252)

国民健康保険税の支払い方法の変更について

(町民税務課)

国民健康保険税を特別徴収(年金から直接天引き)により納付をいただいている方は、申し出により支払い方法を口座振替へ変更することができます。なお、申し出の時期により特別徴収からの切替時期が変わりますので、ご注意ください。また、すでに申し出をされている方は手続きの必要ありません。

○お問い合わせ

税務G (内線253)

個人事業税第1期分の納付について

(町民税務課)

個人で事業を行われている方は、一定の所得を超えた場合に、個人事業税が課税されます。個人事業税の第1期分の納税通知書を8月中旬に送付しますので、8月31日(金)の納期限までに必ず納付願います。納税に便利な口座振替制度もあります。詳細は、筑西県税事務所境支所までお問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所境支所 ☎0280(87)1120